
QA12 事業の再開は可能ですか

- (1) 避難指示解除準備区域と居住制限区域では、復旧・復興に不可欠な事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンドなど）や居住者を対象としない事業（製造業など）の再開が可能ですが、居住制限区域では市町村が原子力被災者生活支援チーム等に確認した上で認められれば可能となります。
- (2) また、避難指示解除準備区域では、一時帰宅者や復旧・復興作業に携わる事業者などを対象とした復旧・復興に不可欠だと認められる事業（小規模小売店、食堂、診療所（入院を除く）など）について、市町村長の判断のもとで再開することが可能です。

内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A（2013年3月公開版）」より作成

出典の公開日：2013年3月

本資料への収録日：2014年3月20日

改訂日：2015年3月31日